

危険物製造所等内容変更届出書

概要	製造所等の所有者等の住所、氏名又は名称等に変更があったとき。
届出期間	変更後、遅滞なく
添付書類	特になし
注意点	設置者情報等の変更時は、所有している施設全てに対し届出が必要です。 その際は、施設一覧を添付していただき、一括で内容変更を行うことも可能です。 施設一覧を添付する場合は、届出書の 5 設置場所 6 製造所等の別・区分 の欄に「<u>添付資料参照</u>」と記載いただき、添付資料はそれぞれが判別できるように、 ・設置許可年月日 ・許可番号 を入れて作成してください。